

2020年9月4日現在

新型コロナウイルス感染症対策に係る社会福祉施設等への対応

I 感染拡大防止対策

1 社会福祉施設等へのマスクや消毒液などの提供

- ・県の備蓄品等を活用して、医療機関、社会福祉施設等へ、マスク約396万枚、消毒液約28,536リットルなどを提供するとともに、衛生用品等の購入を支援。また、防護服などを7福祉相談センターに備蓄し、社会福祉施設等において感染者が発生した場合等に迅速に提供できる体制を整備

2 社会福祉施設における感染拡大防止のための体制整備支援

(1) 多床室の個室化

- ・介護施設や障害者支援施設等において感染が疑われる者が発生した場合に備え、多床室を分離するための壁の設置等、個室化に要する経費を支援

(2) 簡易陰圧装置の整備

- ・介護施設や障害者支援施設等において感染が疑われる者が発生した場合に備え、ウイルス漏出を防ぐための簡易陰圧装置の整備を支援

(3) 多機能型簡易居室の整備

- ・介護施設や障害者支援施設等において感染症発生時の対応や衛生用品の保管等、柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置を支援

(4) 応援職員の派遣体制の構築

- ・感染症発生時等の緊急時において、関係団体等と連携し、職員等の人材が不足する障害者支援施設等に対して、応援職員の派遣が可能となる協力体制を構築

3 相談窓口の開設や県民への情報提供

- ・メンタルヘルス相談（一般県民・医療従事者・福祉施設等職員向け）
《愛知県精神保健福祉センター》

4 高齢者向けに居宅等で介護予防に役立つ情報発信

- ・通いの場の活動自粛に伴い、高齢者が居宅や入所施設等で過ごす時間が長くなることが想定されるため、介護予防に役立つ居宅や施設内で活用できる文化・芸術活動などを映像化し、オンライン配信等により情報を発信

5 「民間児童福祉施設等職員応援金」の創設

新型コロナウイルスの緊急事態宣言下において、事業の継続に協力し、直接的なサービス提供に従事した保育士等のモチベーションを維持し、活動の促進等を図るため、民間の児童福祉施設等に対する、愛知県独自の「応援金」を創設

<交付対象>

県の事業継続要請を受け、事業を継続してきた民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童クラブ、幼稚園、児童養護施設等

<使途の例示>

- ・児童福祉施設等サービスの継続と職員のモチベーションの維持、活動の促進を図るための経費等
- ・教職員に支払う慰労金や一時金、教職員の感染防止のための衛生用具等の購入など、教育活動の継続と教職員のモチベーションの維持、活動の促進を図るための経費

<交付額>

1施設あたり10万円

6 「社会福祉施設職員慰労金」の創設

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染リスクを抱える環境において、サービス継続のため業務に従事した介護施設・事業所及び障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する「慰労金」を創設

<交付対象>

介護施設・事業所及び障害福祉サービス施設・事業所等の職員

<交付額>

- ① 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員・・・1人あたり20万円
- ② ①以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員・・・1人あたり5万円

7 新型コロナウイルス感染症患者の子どもの保護

新型コロナウイルス感染症に保護者が感染し、子どもの養育が困難な家庭については、保護者が退院するまでの間、児童相談センターが一時保護所において子どもを保護

8 児童養護施設等への看護師派遣

一時保護所で濃厚接触者となった児童を受け入れた場合や児童養護施設等に入所している児童が濃厚接触者となった場合に、当該児童の健康観察や当該施設の感染症対策に対する助言・指導を行う看護師を派遣

9 新型コロナウイルス感染症対策看護師の派遣

県内の医療機関や福祉施設においてクラスターが発生し、通常の運営体制の維持が困難になった場合に、公益社団法人愛知県看護協会の協力の下、看護師等を派遣し、初動の支援を行う制度を創設

II 県民生活への対策

1 休業・失業等による収入減少世帯への支援

(1) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活費用を支援

- ① 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）20万円以内
- ② 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）20万円以内

貸付実績（決定ベース・8月26日時点）	50,154件	101.9億円
---------------------	---------	---------

(2) 住居確保給付金

住居確保給付金の支給対象を拡大し、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況となり、住居を失った又は失うおそれのある方に対して、期間を定めて家賃相当額を支援

支給実績（決定ベース・7月31日時点）	3,752件	132,042千円
---------------------	--------	-----------

(3) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定が取り消されるなど就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの求職期間等について家賃及び生活費を貸付

2 ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給

新型コロナウイルスの影響により、子育てと仕事を一人で担う所得の低いひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給

- ・基本給付
1世帯あたり5万円、第2子以降児童1人につき3万円加算
- ・追加給付
収入が大きく減少した世帯に対して5万円

3 学校の臨時休業等に伴う対策

(1) 放課後児童クラブの支援

小学校の臨時休業に伴い、平日の午前中から開所するなど、放課後児童クラブの運営にあたって追加的に必要な経費を助成

(2) 介護施設内保育所の支援

小学校の臨時休業に伴い、介護施設内保育所において、学童の受入のために追加で配置した職員の人件費を助成

(3) 放課後等デイサービスの支援

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した児童について、保護者の負担増分を助成

(4) 認可保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分の補てん

認可保育所等に対し、感染拡大抑制のための臨時休園等で登園しない期間に係る保育料返還分を補てん

4 障害福祉サービス事業所等への支援

生産活動を行う障害福祉サービス事業所に対するアドバイザーの派遣、障害者からの相談に対応する生活支援員の増員等を実施